

事 務 連 絡

平成22年11月29日

各都道府県

一般廃棄物行政主管部（局）御中

自動車リサイクル行政主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
廃棄物対策課

使用済二輪車の廃棄時引取方法の変更について（依頼）

日頃より、廃棄物・リサイクル行政の推進に当たり、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、二輪車の適正処理・再資源化を推進するため、二輪製造事業者16者（以下「参加事業者」という。）は平成16年10月から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の9の規定に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例制度の認定を受け、自らが国内で販売した車両については、その所有者が廃棄を希望した場合、「使用済二輪車」としての回収・再資源化を実施しているところです。

この回収・再資源化の取組については、リサイクルマークが貼付されている車両又はリサイクル料金の払い込みがなされた車両を対象に実施されていますが、平成23年10月からは、参加事業者が国内で販売した車両は、リサイクルマークの有無にかかわらずリサイクル料金の払い込みが不要（ただし、使用済二輪車取扱店へ持込みの場合、別途、指定引取窓口までの運搬料金が必要）となります。

貴職におかれましては、今般の使用済二輪車の廃棄時引取方法の変更について御留意いただくとともに、貴管内市町村等に対し、周知いただくようお願いいたします。

併せて、貴管内市町村から住民等への情報提供に当たっては、広報誌、ホームページ、ごみカレンダーへ掲載するなど（参考資料を御参照ください。）、遺漏のないよう御対応願います。

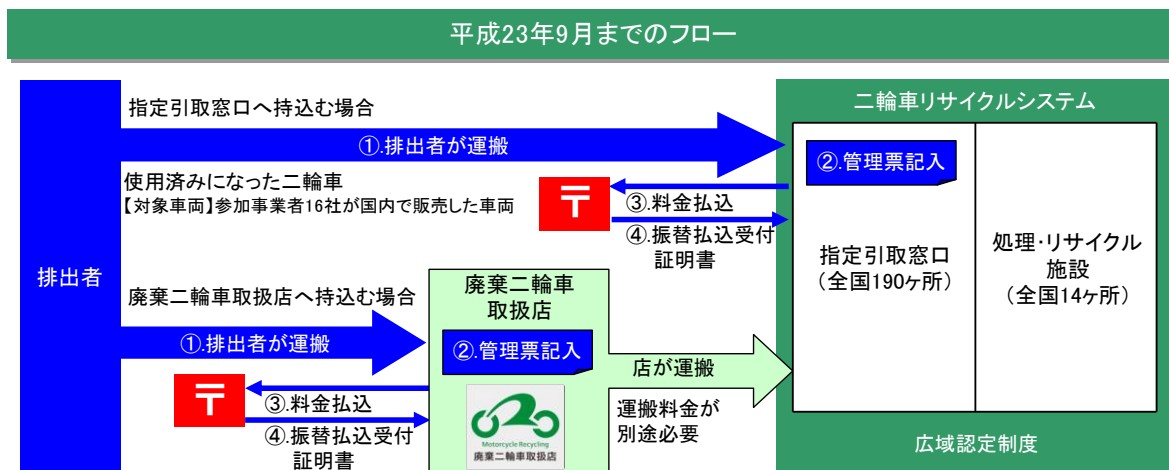
なお、本件について御不明な点等がありましたら、二輪車リサイクルコールセンター（連絡先：03-3598-8075）にお問い合わせいただくか、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページ（<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）を御参照くださいますようお願いいたします。

<リサイクルマーク>



使用済二輪車リサイクルシステムの運用が開始された平成16年10月以降に出荷した車両に貼付されています。

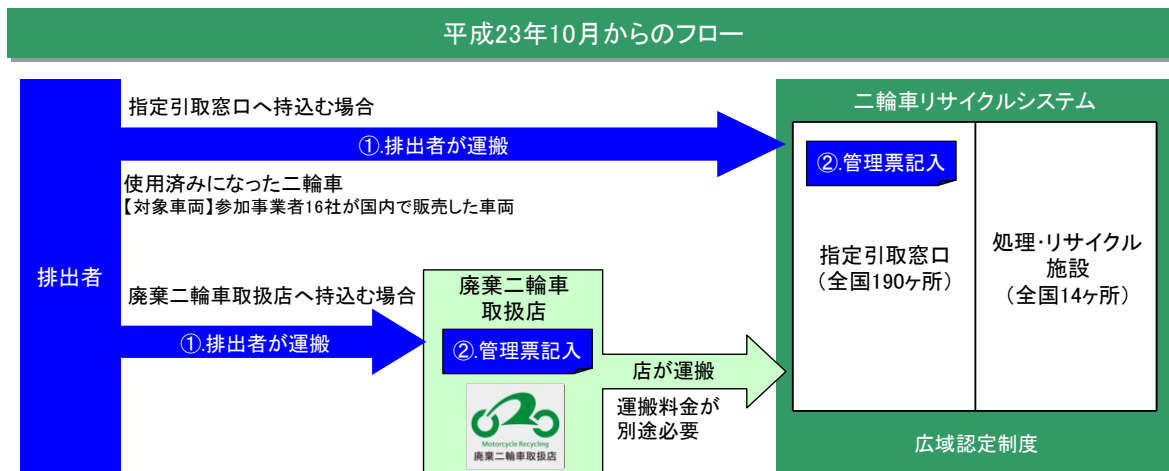
<使用済二輪車リサイクルシステムの仕組み>



③料金払込: 指定引取窓口または廃棄二輪車取扱店に備付けの「二輪車リサイクル管理票」に含まれる払込取扱票を使用する。



リサイクルマークのついた車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はありません。



リサイクルマークの有無にかかわらず、リサイクル料金の払込みが不要となります。

【問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
 企画課リサイクル推進室 担当: 三輪、三石
 TEL: 03-3581-3351 (内線 6828)
 E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

各都道府県

一般廃棄物行政主管部（局）御中
自動車リサイクル行政主管部（局）御中

平成22年11月29日
公益財団法人自動車リサイクル促進センター
二輪車事業部

二輪車リサイクルシステムのご案内

****粗大ごみとしてバイクを収集しない場合、地域住民へのご案内****

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

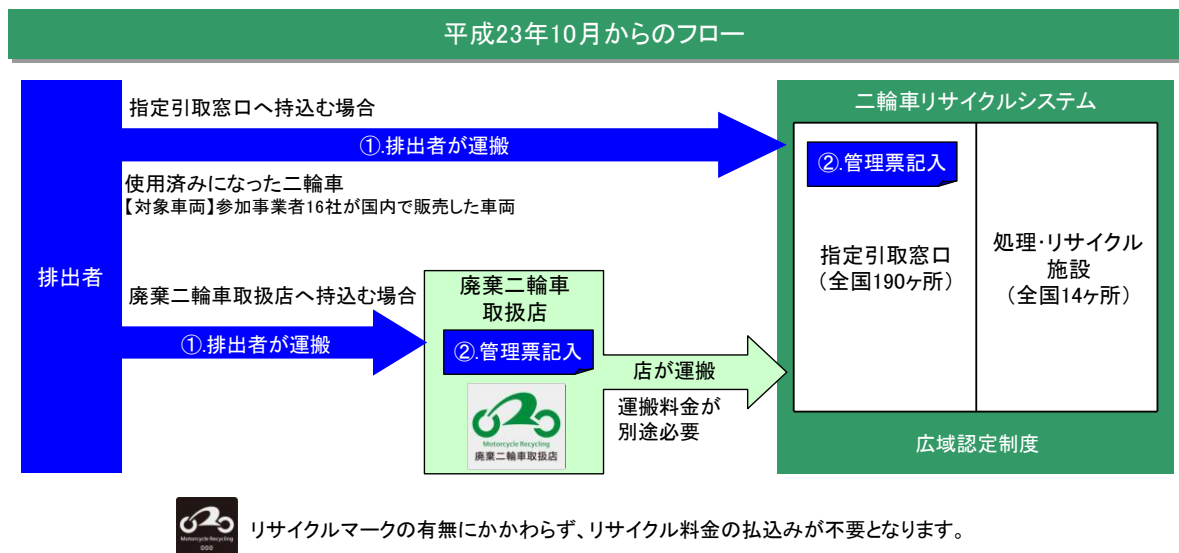
二輪車製造会社及び輸入事業者16社が、平成16年10月1日より開始した「二輪車リサイクルシステム」（概要は下記の通り）は、循環型社会形成に向け、各社が国内で販売した二輪車が使用済みになった際、引取りから処理・再資源化まで適正に処理するシステムです。経済産業省、環境省の指導の下、世界に先駆けて運用を開始し、本年で7年目を迎えております。

一般廃棄物である使用済みになった二輪車（原動機付自転車・自動二輪車）を市町村において収集しない場合は、その処分方法として当システムをご活用いただくため、貴管内市町村の「ごみガイドブック」、「ホームページ」等に掲載するなど、地域住民への情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

また、平成23年10月から廃棄時における排出者のリサイクル料金の負担がなくなります。この機会に、改めて制度変更も含めた「二輪車リサイクルシステム」の地域住民へのご案内をしていただければ幸甚に存じます。

なお、ごみガイドブック等の作成にあたっては、添付の資料（別紙）をご参照ください。

敬具



お問合せ先

公益財団法人自動車リサイクル促進センター二輪車事業部内
二輪車リサイクルコールセンター TEL：03-3598-8075
受付時間 9:30～17:00（土・日・祝日・年末年始等を除く）

カレンダー・ルールチラシ等では



ガイドブック等の冊子では



ホームページでは



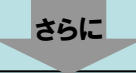
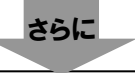
① 基本情報 (最低限、掲載を お願したい情報)

○二輪車リサイクルコールセンター TEL(03-3598-8075)
 ○自動車リサイクル促進センター URL(<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>)
 手続き、持込先(指定引取窓口・廃棄二輪車取扱店)、リサイクル料金、引取対象・基準等の情報を、ご案内しております。



② 追加情報 (掲載スペースに余裕 がある場合に、掲載を お願したい情報)

○廃棄時の無償化を案内
 平成23年10月より、参加事業者16社が国内で販売した車両は、リサイクルマークの有無に関係なくリサイクル料金の払込が不要となります。
 ただし、廃棄二輪車取扱店へお持込みの場合、別途、収集・運搬料金が必要となります。



○持込先(指定引取窓口)を案内
 ・自動車リサイクル促進センターホームページでご確認の上、ご案内ください。
 ●参加事業者、引取対象・基準
 ・別紙②をご参照の上、ご案内ください。

参加事業者(16社)

本田技研工業(株)



ヤマハ発動機(株)



スズキ(株)



川崎重工業(株)



(株)成川商会



(株)MV AGUSTA JAPAN



Piaggio Group Japan(株)



(株)福田モーター商会



(株)キムコ・ジャパン



(株)プレストコーポレーション



(株)ブライト



ドウカティジャパン(株)



ビー・エム・ダブリュー(株)



トライアンフ・ジャパン(株)



(株)エムズ商会



伊藤忠オートモービル(株)



引取対象車両

参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ。
(原動機付自転車、自動二輪車)。

～対象外車両～



電動アシスト自転車、サイドカー(トライク)、ATV(バギー車)、キックボード、ミニカー

引取基準

- ・ハンドル、車体(フレーム)、ガソリタンク、エンジン、前後輪が一体となっている状態。(可動・不可動は問いません。)
- ガソリン・オイルの漏れがある場合は事前に抜取りが必要です。
- ・部品のみ回収は行っておりません。